判決 平成14年2月8日 神戸地方裁判所 平成13年(わ)第968号傷害被告事件

主

被告人を懲役3年6月に処する。 未決勾留日数中60日をその刑に算入する。

押収してある果物ナイフ1本(平成13年押第180号の1)を没収す

る。

理由

(罪となるべき事実)

、被告人は、平成13年9月1日午後3時20分ころ、神戸市 a 区 b c 丁目 d 番 e f 号棟 g 号の被告人方において、実父A(当時66歳)と口論となって激昂し、所携の果物ナイフ(刃体の長さ約12センチメートル、平成13年押第180号の1)で同人の腹部を1回突き刺し、よって、同人に対し、全治約30日間を要する腹部刺創、肝損傷、腹腔内出血の傷害を負わせたものである。

(証拠の標目)

(省略)

(事実認定の補足説明)

- 1 弁護人は、本件について傷害罪が成立することは認めるとしながらも、被告人は、父親のA(以下「被害者」という。)と親子喧嘩をして、被害者を威嚇するために本件果物ナイフを右手に持って構えたところ、被害者が被告人の方に右足を1歩前に出し上半身が前に倒れ込むようになったのと同時に、被告人もふらついて前に倒れ込むようになったことから、本件果物ナイフが被害者の腹部に突き刺さったものであって、被告人には本件果物ナイフで被害者を突き刺す意思はなかったなどと主張するので、当裁判所が前示のとおり認定した理由について、以下補足して説明する。
- 3 証人Aの当公判廷における供述(以下「被害者証言」という。)(なお, 一部, Aの検察官調書(甲13-不同意部分を除く。)を含む。)は, 本件犯行前後の状況について, 概略,
- ① 被害者は、被告人の部屋である玄関南側4畳半の間において被告人と一緒に飲酒していたが、被告人が香川県にある被害者の郷里に行きたいと言い、被害者がこれに反対することを繰り返すうち口論となって、炊事場東側6畳の間に戻ったところ、被告人が、本件果物ナイフを持って追いかけてきて、相対するように立ている被害者の方に右手に持った本件果物ナイフを突き出して右上腹部を刺した。
- ② 被害者は、流し台の上に置かれていた本件果物ナイフを流し台の引き出し内に隠してから、自宅に電話がないため、救急車を呼ぶ電話をかけに外に出ようとしたところ、被告人から、被告人の部屋に引っ張って行かれ、「わしがやったと言うな。茶髪の2人組にやられたと言え。」と言われたので、「よっしゃ分かった。」とその場はごまかして表に出て、通りかかったトラックの運転手に頼み携帯電話で救急車を呼んでもらったが、そこにやってきた被告人に引っ張られるようにしてもう一度自宅に戻った。
- ③ 被害者は、救急車の音が聞こえたので、服を着替えて表に出て行こうとしたところ、被告人が前をふさいで邪魔をしたことから、被告人を突き飛ばして外に出たが、その際、被告人は玄関の上がり口のところの板で後頭部を打って脳しんとうを起こしたみたいだった。

旨いうのに対し、被告人の当公判廷における供述(以下「被告人の公判供述」と

いう。)は、本件犯行前後の状況について、概略、

- ① 被告人は、被告人の部屋に入ってきた被害者が、「仕事のことはどないなったんや。」などと言ってきたのに対し、「ちゃんと安定所行って紹介してもらった。」などと答えていたところ、被害者からいきなり両手で突かれて後方に倒れ、 「仕事のことはどないなっ テレビ台の角辺りで後頭部を打った。
- ② 被告人は、その際、本件果物ナイフが目に入ったのでそれを右手に持って拳 の位置が胸の少し前辺りになるようにして刃先を被害者に向けて構え、被害者と相 対するように立っていたところ、被害者が被告人の方に右足を1歩前に出し上半身を前に倒れ込むようになり、被告人も同時にふらついて前に倒れ込むようになったことから、本件果物ナイフが被害者の腹部に突き刺さったが、本件果物ナイフを被
- 害者の方に突き出して刺したのではない。 ③ 被告人は、被害者が刺されたところを押さえるようにして炊事場東側6畳の間に戻った後、本件果物ナイフを被告人の部屋のカラーボックスの上に置いて座っ ていたが、被害者が心配になり、本件果物ナイフを持って炊事場にいき、被害者の 部屋に入って「大丈夫か。救急車を呼ぼうか」と聞くと、着替えをしていた被害者 から、「おお、とにかく部屋に帰っとけ。」と言われたので、自分の部屋に戻っ
- 被告人は、被害者が一度出て行って戻り、2度目に出て行った後、玄関の板 場で被害者が帰るのを待っているうち、体の力が抜けるようになって横になってい たが、被害者が救急車を呼ぶため外に出ようとするのを自分の部屋に引っ張って行 「わしがやったと言うな。茶髪の2人組にやられたと言え。」などと言ったこ とはない。

旨いうのである。

- そこで、被害者証言と被告人の公判供述のいずれが信用できるかを検討する。 (1) まず、被害者が本件傷害を負った際の状況についてみるに 被害者証言に ,被害者が本件傷害を負った際の状況についてみるに,被害者証言によ れば、被告人が、本件果物ナイフを右手で順手に持ち、相対している自分より背の 低い被害者に対し、被害者の右上腹部をめがけてやや斜め下方向に突き出して刺す ことにより、前記認定の部位、創口の向き、侵入方向、深さの傷害を負わせたもの
- として、合理的に説明可能であることが明らかである。 これに対し、被告人の公判供述のいう、被告人が、本件果物ナイフを右手に持って構え、被害者と相対するように立っていたところ、被害者が被告人の方に右 足を1歩前に出し上半身を前に倒れ込むようになり、被告人も同時にふらついて前 に倒れ込むようになったということ自体、そのままには信じ難い状況である上、 のいうような状況で被害者と被告人がともに前に倒れ込むようになったとすれば、 被害者の顔面や肩が被告人の肩や腹にぶつかってしまい、本件果物ナイフが被害者 の右上腹部に少しばかりの傷を負わせることはあり得ても、深さ約8センチメート ルもの刺創を負わせることは困難であると考えられるから、被告人の公判供述は、 被害者が本件傷害を負った際の状況を合理的に説明するものではないというべきで ある。
- (2) 次に、被害者が本件傷害を負った直後の状況についてみるに、被害者証言に 被告人は、自ら救急車を呼ぶなどの措置を取らなかっただけでなく、被害 者に虚構の犯人にやられたと嘘を言うように要求したことになるのであるが,被害 者が被告人の実父であることを考え併せると、被告人が故意に本件果物ナイフで被 害者を突き刺して傷害を負わせながら、自己の刑事責任を免れるために取る言動と して、被害者証言のいうところもあり得ないことではないと思われる。また、本件 果物ナイフが流し台の引き出し内から発見押収されたことも、被告人が、炊事場東側6畳の間で被害者を突き刺した後、それを流し台の上に置き、被害者が流し台の 引き出し内にそれを隠したものとして合理的に説明が可能である。

これに対し,被告人の公判供述によれば,被告人は,本件果物ナイフで被害 者を突き刺すつもりなどなかったのに、被害者を突き刺して傷害を負わせたことになり、そのため被害者は相当多量の出血を伴う傷害を負ったわけであるから、被告人としては意外な結果に驚くとともにすぐさま自ら救急車を呼ぶなどの措置を取るなどの行動に出るのが通常であると思われるが、そのような行動を取った様々ななる。 く,一方,被害者は,相当多量の出血を伴う傷害を負いながら,被告人からの救急 車を呼ぼうかとの申し出を受け入れず、自ら団地の3階から下まで降りて救急車を 呼ぶ電話をかけに行き、再び団地の3階の自室に戻ったことになるのであって、被 告人の公判供述のいうところは不自然というほかない。また、被告人は、被害者が 心配になって様子を見に行く際、一旦被告人の部屋のカラーボックスの上に置いた 本件果物ナイフを炊事場に持っていったというのであるが、なぜ持っていったのか合理的な説明をなしえておらず、そのいうところもやはり不自然である。

- (3) さらに、被告人が後頭部に負傷した際の状況についてみるに、被害者証言によれば、被害者が、救急車の音を聞いて表に出て行こうとして、前をふさいで邪魔をする被告人を突き飛ばし、被告人が玄関の上がり口のところの板で後頭部を野に負傷したことになるのに対し、被告人の公判供述によれば、被告人の部を屋でといきなり両手で突かれて後方に倒れ、テレビ台の角辺りで後頭部を下で、大口であるが、被告人の公判供述自体、被害者がおき、であるが、被告人の公判供述自体、被害者がおき、であるのであるが、被告人がまだ横になっていたことが認めておきない。であるから、そのような状況になったことを合理的に説明であるから、それが多量の血痕の付着した玄関の板場で横になっていた理由を合理的に説明するものではないことが明らかである。
- (4) そして、被告人の警察官調書(乙6、7)及び検察官調書(乙9、10)並びにその公判供述とを対比すれば、その内容は次第に変遷していることが認められるところ、被告人の公判供述は、警察官や検察官に供述したときには記憶が曖昧とあったが、落ち着いてよく考え、また話を聞いたり記録を見たりして思い出経った。その公判供述が最も正確である旨いうのであるが、事件後2か月以上経いたの記憶が事件後間もないときの記憶よりも正確であるとはにわかに信じ難いため、その供述の変遷は明らかに自己の刑責を軽減する方向へのものであることや、その供述は、すでにみてきたように、被害者が本件傷害を負った状況ない。も、その供述は不自然な内容のものであることなどを考え併せると、被告人は、結局、自己の刑責を軽減するため、供述を変遷させながら、不合理ないしは不自然な供述を重ねてきたとみるべきであるから、その供述は信用性に乏しいというほかない。

てきたとみるべきであるから、その供述は信用性に乏しいというほかない。 (5) 以上みてきたところによれば、被害者証言が信用できるのに対し、被告人の 公判供述は信用性が乏しいことが明らかというべきである

公判供述は信用性が乏しいことが明らかというべきである。 なお、弁護人は、被害者証言によれば、救急車を呼ぶ電話をかけに外に出ようとしたところ、被告人から被告人の部屋に引っ張って行かれ、「わしがやったと言うな。茶髪の2人組にやられたと言え。」と言われたなどというところ、被害者の出血状況からすれば、被告人の部屋に血痕が付着していなかったのであるから、有るのにかかわらず、被告人の部屋には血痕が付着していなかったのであるが、なるほど、被告人の部屋に直痕が付着していなかったのであるが、なるほど、被告人の部屋に被告人の部屋に被告人の部屋に引っ張って行かれたという部分は疑わしいというべきであるけれら、そこからすぐさま、被害者証言のうち、被告人から「わしがやったと言うは、そこからすぐさま、被害者証言のうち、被告人から「わしがやったと言うには 茶髪の2人組にやられたと言え。」と言われたなどという部分の信用性を疑うには 至らない。

むしろ、被害者の出血がかなり激しかったにもかかわらず、被告人の部屋には血痕が付着していなかったことは、被告人の部屋で本件果物ナイフが被害者に突き刺さった旨いう、被告人の公判供述の信用性を疑う方に働くひとつの事情になるというべきである。

5 以上のとおりであるから、被害者証言を含む前掲各証拠によって、判示のとおり、被告人が本件果物ナイフで被害者を突き刺した事実は優にこれを認めることができる。

(累犯前科)

被告人は、(1)平成9年2月13日高松地方裁判所丸亀支部で詐欺罪により懲役1年6月(4年間執行猶予,平成11年5月27日その猶予取消し)に処せられ、平成13年4月9日その刑の執行を受け終わり、(2)平成11年5月19日神戸簡易裁判所で窃盗罪により懲役7月に処せられ、平成11年10月29日その刑の執行を受け終わったものであって、これらの事実は検察事務官作成の前科調書(乙13)及び上記各裁判の判決書謄本(乙15,16)によって認める。(法令の適用)

罰条

刑種の選択 懲役刑

累犯加重 刑法56条1項,57条(再犯の加重)

宣告刑 懲役3年6月

未決勾留日数の算入 刑法21条(60日)

没収 刑法19条1項2号,2項

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

、また、被告人には、判示のとおりの累犯前科があって、本件はその(1)の刑の執行終了後僅か半年足らずでの犯行であることも、量刑上看過するわけにはいかない。してみると、本件犯行による傷害は幸い大事には至らなかったこと、被害者である父親も被告人の更生を願っていると思われること、被告人も傷害罪が成立すること自体は一応認める態度を取っていることなどの、被告人のために酌むべき事情を考慮しても、主文の刑はやむを得ないところである。

(検察官の科刑意見 懲役4年) よって、主文のとおり判決する。

平成14年2月8日

神戸地方裁判所第12刑事係甲

裁判官森岡安廣・